

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-329240
(P2005-329240A)

(43) 公開日 平成17年12月2日(2005.12.2)

(51) Int.Cl.⁷**A61B 17/22****A61B 1/00****A61B 17/04****A61B 17/12**

F 1

A 6 1 B 17/22

A 6 1 B 1/00

A 6 1 B 17/04

A 6 1 B 17/12

3 2 O

3 3 4 D

A 6 1 B 17/04

A 6 1 B 17/12

テーマコード(参考)

4 C O 6 O

4 C O 6 I

審査請求 未請求 請求項の数 16 O L (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2005-143649 (P2005-143649)
 (22) 出願日 平成17年5月17日 (2005.5.17)
 (31) 優先権主張番号 60/572,987
 (32) 優先日 平成16年5月20日 (2004.5.20)
 (33) 優先権主張国 米国(US)

(71) 出願人 502117930
 パンカジュ・ジャイ・パシリチャ
 アメリカ合衆国、テキサス州 7705
 9、ヒューストン、カク・リンクス・ア
 ベニュー 3315
 (71) 出願人 000000376
 オリンパス株式会社
 東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号
 (74) 代理人 100058479
 弁理士 鈴江 武彦
 (74) 代理人 100091351
 弁理士 河野 哲
 (74) 代理人 100088683
 弁理士 中村 誠

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】治療用処置装置

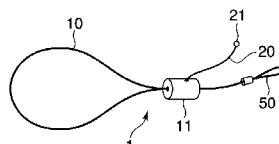
(57) 【要約】 (修正有)

【課題】体内組織に施された縫合あるいは結紉を内視鏡的処置により容易に解除可能とすること。

【解決手段】本発明の内視鏡的治療用処置装置は、先端部と基端部とを有し、生体組織の結紉と縫合との少なくとも一方を行うための結紉・縫合部材10と、結紉・縫合部材10の基端部側に進退自在に設けられ、結紉・縫合部材によって生体組織を結紉もしくは縫合した状態に維持するように、結紉・縫合部材に摩擦で係止される固定部材11と、結紉・縫合部材に対して移動可能に設けられ、結紉・縫合部材の基端部側に移動させることで結紉・縫合部材と前記固定部材との摩擦固定による結紉もしくは縫合状態を解除する結紉・縫合解除部材20, 22と、からなる。

【選択図】図1

図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

先端部と基端部とを有し、生体組織の結紮と縫合との少なくとも一方を行うための結紮・縫合部材と、

前記結紮・縫合部材の基端部側に進退自在に設けられ、前記結紮・縫合部材によって前記生体組織を結紮もしくは縫合した状態に維持するように、前記結紮・縫合部材に摩擦で係止される固定部材と、

前記結紮・縫合部材に対して移動可能に設けられ、前記結紮・縫合部材の基端部側に移動させることで前記結紮・縫合部材と前記固定部材との摩擦固定による結紮もしくは縫合状態を解除する結紮・縫合解除部材と、からなる内視鏡的治療用処置装置。
10

【請求項 2】

前記結紮・縫合解除部材は、

前記固定部材に取付けられた第1の端部と、被把持部を有する第2の端部と、を有する請求項1に記載の処置装置。

【請求項 3】

前記結紮・縫合解除部材は、

前記結紮・縫合部材上を進退自在に設けられ、生体組織を結紮もしくは縫合した際に、前記固定部材が生体組織に食い込むのを防止するプレジェットを有する第1の端部と、

前記第1の端部と反対側に位置し、被把持部を有する第2の端部と、を有する請求項1に記載の装置。
20

【請求項 4】

前記結紮・縫合解除部材は、

前記結紮・縫合部材上を進退自在に設けられ、前記固定部材を前記結紮・縫合部材の基端部側に押圧可能な部分を有する第1の端部と、

前記第1の端部と反対側に位置し、被把持部を有する第2の端部と、を有する請求項1に記載の装置。

【請求項 5】

前記結紮・縫合解除部材は、

前記結紮・縫合部材の外径よりも大きく、前記固定部材の外径よりも小さい孔を有する第1の端部と、
30

前記第1の端部と反対側に位置し、被把持部を有する第2の端部と、を有する請求項4に記載の装置。

【請求項 6】

前記結紮・縫合部材の先端部側に設けられ、前記結紮・縫合部材を生体組織に係止するための係止部材を、更に有する請求項1から5のいずれか1つに記載の装置。

【請求項 7】

前記結紶・縫合解除部材は、可撓性線材で形成される請求項1から6のいずれか1つに記載の処置装置。

【請求項 8】

可撓性線材は、少なくとも一部に拡径部を有する請求項7に記載の装置。
40

【請求項 9】

前記可撓性線材は、少なくとも一部に形成されたループを有する請求項7に記載の装置。
。

【請求項 10】

前記結紶・縫合解除部材は、前記固定部材と一体的に形成されている請求項2に記載の装置。

【請求項 11】

結紶・縫合装置を用いて生体組織を処置するための内視鏡的治療用装置であって、前記結紶・縫合装置は、

先端部と基端部とを有し、生体組織の結紶と縫合との少なくとも一方を行うための結紶
50

・縫合部材と、

前記結紮・縫合部材の基端部側に進退自在に設けられ、前記結紮・縫合部材によって前記生体組織を結紮もしくは縫合した状態に維持するように、前記結紮・縫合部材に摩擦係合される固定部材と、

前記結紮・縫合部材に対して移動可能に設けられ、前記結紮・縫合部材の基端部側に移動させることで前記結紮・縫合部材と前記固定部材との摩擦固定による結紮もしくは縫合状態を解除する結紮・縫合解除部材と、

からなり、更に、

前記結紮・縫合部材の基端部を係止可能なワイヤとこのワイヤを移動自在に挿通するシースとを有する結紮具を備え、

この結紮具は、前記ワイヤが前記基端部を係止した状態で前記シースを前進させることにより、前記固定部材を前進させて生体組織を結紮・縫合部材で締付け、前記結紮と縫合との少なくとも一方を行うことが可能である、装置。

【請求項 1 2】

前記結紮・縫合解除部材を把持可能な鉗子を更に有し、この鉗子は、把持した結紮・縫合解除部材を介して、生体組織を締付けている結紮・縫合部材から固定部材)を抜去可能である請求項 1 1 に記載の装置。

【請求項 1 3】

前記鉗子は、径内視鏡的に前記生体組織に近接可能である請求項 1 1 に記載の装置。

【請求項 1 4】

結紮・縫合装置を用いて生体組織を処置するための内視鏡的治療用装置であって、前記結紮・縫合装置は、

先端部と基端部とを有し、生体組織の結紮と縫合との少なくとも一方を行うための結紮・縫合部材と、

前記結紮・縫合部材の先端部側に設けられ、前記結紮・縫合部材を生体組織に係止するための係止部材と、

前記結紮・縫合部材の基端部側に進退自在に設けられ、前記係止部材を介して生体組織に係止した結紮・縫合部材による前記生体組織の結紮もしくは縫合状態を維持するように、前記結紮・縫合部材に摩擦係合される固定部材と、

前記結紮・縫合部材に対して移動可能に設けられ、前記結紮・縫合部材の基端部側に移動させることで前記結紮・縫合部材と前記固定部材との摩擦固定状態を解除する結紮・縫合解除部材と、を備え、更に、

プッシュワイヤを前後動自在に収容し、前記係止部材を挿通した状態で生体組織に穿通可能な中空の穿刺針と、

前記結紮・縫合部材の基端部を係止可能なワイヤとこのワイヤを移動自在に挿通するシースとを有する結紮具を備え、

この結紮具は、前記ワイヤが前記基端部を係止した状態で前記シースを前進させることにより、前記固定部材を前進させ、この固定部材と前記係止部材との間に生体組織を結紮・縫合部材で締付け、前記結紮と縫合との少なくとも一方を行うことが可能である、装置。

【請求項 1 5】

前記結紮・縫合解除部材を把持可能な鉗子を更に有し、この鉗子は、把持した結紮・縫合解除部材を介して、生体組織を締付けている結紮・縫合部材から固定部材を抜去可能である請求項 1 4 に記載の装置。

【請求項 1 6】

前記鉗子は、径内視鏡的に前記生体組織に近接可能である請求項 1 4 に記載の装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0 0 0 1】

本発明は、内視鏡的治療を行うための生体組織用の処置装置に関し、特に、内視鏡と組

み合わせて体内の生体組織を縫合あるいは結紮を行うための処置装置に関する。

【背景技術】

【0002】

内視鏡観察下で体内の組織を縫合あるいは結紮する装置には、固定部材を設けた結紮糸を組織に穿通させることで組織を縫合あるいは結紮することができるものがある（例えば特許文献1参照）。

このような装置により、縫合あるいは結紮が所望の部位に行えなかつた場合、縫合あるいは結紮の状態を解除するために結紮糸を切断する必要がある。このような結紮糸の切断は、例えば内視鏡的に鉗子等を用いることが可能である。

【特許文献1】米国特許出願公開第2003/0236535 A1号公報

10

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

しかし、結紮糸が組織に埋没している場合には、組織を傷付けずに結紮糸を切断するための鉗子操作が非常に煩わしい。

一方、縫合あるいは結紮糸を生体組織に固定する固定部材を、内視鏡的に把持鉗子等を用いて把持して外すことも可能である。しかし、この場合には、固定部材が把持し難い形状の場合には鉗子操作が非常に煩わしい。

本発明は、体内組織に施された縫合あるいは結紮を内視鏡的処置により容易に解除可能とすることを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0004】

本発明の1つの側面によると、内視鏡観察下で生体組織を縫合あるいは結紮可能で、且つ組織の縫合あるいは結紮状態を容易な操作によって解除可能な生体組織用の処置装置が提供される。

【0005】

本発明の他の側面によると、内視鏡的治療用処置装置が提供され、この装置は、先端部と基端部とを有し、生体組織の結紮と縫合との少なくとも一方を行うための結紮・縫合部材と、

前記結紮・縫合部材の基端部側に進退自在に設けられ、前記結紮・縫合部材によって前記生体組織を結紮もしくは縫合した状態に維持するように、前記結紮・縫合部材に摩擦で係止される固定部材と、

前記結紮・縫合部材に対して移動可能に設けられ、前記結紮・縫合部材の基端部側に移動させることで前記結紮・縫合部材と前記固定部材との摩擦固定による結紮もしくは縫合状態を解除する結紮・縫合解除部材と、からなる。

【発明の効果】

【0006】

本発明によると、体内組織に施された縫合あるいは結紮を内視鏡的処置により容易に解除可能な内視鏡的治療用処置装置が提供される。

【発明を実施するための最良の形態】

【0007】

図1から図5は、本発明の好ましい第1の実施形態による医療用処置装置を示す。

図1に示されるように、本実施形態に係る医療用処置装置は、生体組織を結紮処置するための装置として形成してある。この処置装置1は、例えばポリープ等を切除する前に結紮することで出血を抑えるために有効に用いることができる。この処置装置1はループ形状の結紮糸10と、結紮糸10を挿通したシリコーンチューブ11と、シリコーンチューブ11に接続され、先端に拡径部21を有する可撓性線材20とからなる。

【0008】

結紮糸10の基端部には、ループ状あるいはリング状の操作部50が設けられている。可撓性線材20は図1に1本のみを示してあるが、これに代え、2本あるいは3本以上で

40

50

あっても構わない。但し、多すぎる場合には処置装置 1 が体内に留置されたときに絡まるなどの悪影響が発生する可能性があるため、1 あるいは 2 本の可撓性線材 20 が好ましい。また、可撓性線材 20 は、図示のように、細長い線状構造を用いることに代え、帯状構造に形成してもよい。

【 0 0 0 9 】

図 2 から図 5 は、上述の処置装置 1 の作用を示す。

図 2 に示すように、処置装置 1 は、結紮シース 30 と、結紮糸 10 の操作部 50 と係合するフック 31 を先端に有するフックワイヤ 32 と、フックワイヤ 32 を操作するための操作ハンドル（図示しない）からなる結紮具 33 と組み合わせて用いられる。

【 0 0 1 0 】

結紮する場合は、処置対象組織 60 にループ形状の結紮糸 10 を掛け、フック 31 を引いて、結紮・縫合部材として機能する結紮糸 10 のループを収縮させる。この後、結紮シース 30 の先端部でシリコーンチューブ 11 を処置対象組織 60 に向けて押し、結紮糸 10 のループを更に収縮する方向に、結紮糸 10 に沿って移動させることで処置対象組織 60 を結紮する。シリコーンチューブ 11 は固定部材として機能する。図 3 は、処置対象組織 60 を結紮し、シリコーンチューブ 11 から突出した基端側の余った結紮糸 10 を切断した状態を示す。

【 0 0 1 1 】

結紮の状態を解除する場合には、図 3 および図 4 に示すように把持鉗子 41 が挿通可能なチャンネルを有するスコープ 40 を使用するのが好ましい。可撓性線材 20 は、このスコープ 40 を介して体内に挿入された把持鉗子 41 により、把持され、シリコーンチューブ 11 の摩擦固定力量以上の力で引かれる。これにより、シリコーンチューブ 11 が結紮糸 10 の基端側に移動され、この結紮糸 10 から離脱される。図 5 は、結紮が解除された状態を示す。

【 0 0 1 2 】

シリコーンチューブ 11 を直接把持する場合に比べ、可撓性線材 20 は内視鏡下でより把持しやすい。したがって、操作中に誤って組織に影響を与えることなく、どの方向からでも、シリコーンチューブ 11 を基端側へ容易に移動させることができる。この可撓性線材 20 の先端に拡径部 21 を設けることで、把持鉗子 41 が把持時に掴み損なうことを防止できる。この可撓性線材 20 は結紮・縫合解除部材として機能するもので、しなやかで結紮解除時の引張りに耐えうる強度を有していればどのような材料でもよいが、例えば、延伸処理をされたポリアミド系合成纖維やポリプロピレン、ポリエチレンテレフタレート、ポリテトラフルオロエチレン、などの一般に縫合糸に使用される材料、あるいは、ポリグリコール酸などの生体吸収性の材料を用いることが好ましい。また、この可撓性線材 20 は、モノフィラメントでも撚り糸でも構わない。また、視認性の観点から、可撓性線材 20 の色は、白や赤、黄などの生体組織に近い色は好ましくなく、更に、結紮糸 10 と異なる色の方がよい。

【 0 0 1 3 】

図 6 から図 11 は本発明の第 2 の実施形態による処置装置 2 を示す。なお、以下に示す種々の実施形態あるいは変形例は、基本的には上述の実施形態と同様であるため、前述した実施形態と同様の部位には同様な符号を付し、その詳細な説明を省略する。

【 0 0 1 4 】

第 2 の実施形態が第 1 の実施形態の異なる点は、図 6 に示すように本実施形態に係る処置装置 2 が、結紮糸 10 でループ状形状を形成せず、先端部に筒状部材 12 を設けられている点である。

【 0 0 1 5 】

図 7 から図 10 は、第 2 の実施形態による処置装置 2 の作用を示す。

処置装置 2 は、図 7 のように、第 1 の実施形態と同様の結紮具 33 と、筒状部材 12 を収納可能かつ内部にプッシュワイヤ 35 を有する中空の穿刺針 34 と、を組み合わせて用いられる。

10

20

30

40

50

【0016】

先ず、図8に示すように処置対象組織60に、筒状部材12を挿通した状態の穿刺針34を穿通する。この後、図9に示すように、シリコーンチューブ35を穿刺針34の先端方向に前進させることによって、筒状部材12を穿刺針34の外へ放出する。その後、図10に示すように穿刺針33を組織60から抜き、フック31を引く事で実施例1同様に対象組織60を結紮することができる。

【0017】

図11は処置装置2によって対象組織60を結紮した状態を示している。対象組織60の結紮を解除する場合には、実施例1と同様に把持鉗子等で可撓性線材20を引張る。これにより、シリコーンチューブ11が結紮糸10の基端側に移動され、これから離脱され、結紮の状態を解除することができる。

【0018】

第1実施形態の効果に加えて、本実施形態は対称組織60を固定する筒状部材12が結紮糸10と共に対象組織60内を穿通しているので、結紮時に結紮糸10が組織から脱落するのを防止できる。

【0019】

図12は、第2の実施形態の変形例を示す。

第2の実施形態と変形例の異なる点は、図12に示すように本実施形態に係る処置装置3が、ループ形状をした可撓性線材20がシリコーンチューブ11のルーメン軸と垂直な方向に開けられた穴に挿通されている点である。

この処置装置3によれば、第2の実施形態と同様の作用・効果に加え、さらに、可撓性線材20がループ形状をしているため把持し易く、1本の場合よりも引張り力量を強くできる。

【0020】

図13から図15は本発明の第3の実施形態を示す。

第3の実施形態と第2の実施形態の異なる点は、図13に示すように本実施形態に係る処置装置4が、対象組織60の縫合処置用に形成されている点である。例えば対象組織60の潰瘍等の穿孔部を縫合して塞ぐ用途に有用である。

【0021】

この処置装置4は、それぞれ筒状部材12を有する2本の結紮糸10がシリコーンチューブ11に挿通されている。2本の結紮糸10は、それぞれ基端部で互いに接続され、基端にリングあるいはループ状の操作部50が設けられている。各結紮糸10には、筒状部材12とシリコーンチューブ11の間でかつ筒状部材12の近傍の位置に、先端側プレジエット13が中央部の穴に結紮糸10を通して設けられている。また、筒状部材12とシリコーンチューブ11との間でかつシリコーンチューブ11の近傍の位置に、手元側プレジエット14が中央部の穴に結紮糸10を通して設けられている。

【0022】

シリコーンチューブ11には、可撓性線材20の代わりに外周方向に突出した4枚の羽状の把持部材22がこのシリコーンチューブ11と一体的に設けられている。また、このシリコーンチューブ11には、磁石23が一体的に設けられている。

【0023】

2本の結紮糸10は、シリコーンチューブ11の近傍で、裂け防止チューブ15に挿通されている。この裂け防止チューブ15には、拡径部21を有する可撓性線材20が設けられている。

【0024】

この処置装置4によれば、第2の実施形態と同様の作用・効果を得ることができる。更に、この処置装置4は、先端側プレジエット13および手元側プレジエット14が設けられているので、縫合後も筒状部材12およびシリコーンチューブ11が対象組織60に埋没するのを防止することができる。

【0025】

10

20

30

40

50

図14に示すように、シリコーンチューブ11が把持鉗子で掴み難い位置にある場合でも、図15に示すように、シリコーンチューブ11に設けられた磁石23をスコープ40のチャンネルに挿通された磁石鉗子42を用いて磁力により引き付け、シリコーンチューブ11を把持し易い位置に動かすことができる。また、シリコーンチューブ11に把持部材22が設けられているので把持鉗子41で掴んだ時に、把持鉗子41の滑りを防止し、より強い力量で確実にシリコーンチューブ11を把持して、移動および離脱させることができる。

【0026】

把持部材22は、シリコーンチューブ11に一体的に設けられているので、牽引時にシリコーンチューブ11から外れることが防止される。また、裂け防止チューブ15が設けられているので、2本の結紮糸10が縫合時に対象組織60の反発力によりシリコーンチューブ11の内孔を拡径する方向に開こうとするが抑えられ、シリコーンチューブ11が損傷するのを防止できる。裂け防止チューブ15に設けられた可撓性線材20を把持鉗子41等で把持して引くことで、裂け防止チューブ15を牽引してシリコーンチューブ11を移動および離脱させ、縫合の状態を解除することができる。

【0027】

プレジニット13および手元側プレジェット14は、柔軟性があり、且つ組織の反発力と結紮糸10および筒状部材の圧力に耐えうる強度を有していればどのような材料でも形成することができるが、例えば、PTFEやシリコーン樹脂などがよい。また、赤、黄などの生体組織に近い色と異なる色の方が視認性がよい。

【0028】

図16および図17に示す第2変形例は、第3の実施形態の変形例である。

図16に示すように、第2変形例による処置装置5が、第3の実施形態と異なる点は、次の点である。

第1に、シリコーンチューブ11に把持部材22および磁石23が設けられていないことである。第2に、裂け防止チューブの代わりにループ形状をした可撓性線材20が図17に示すように結紮糸に摺動自在に巻きつけられていることである。この変形例では、可撓性線材20は、図17に示すように、一方のリング部を他方のリング部に通す形で巻きつけられている。

【0029】

この処置装置5によれば、第3の実施形態と同様の作用・効果に加え、更に、部品点数を少なくでき、生産性がよいこと、および、可撓性線材20がループ形状をしているため把持し易く、1本の場合よりも引張り力量を強くできること、の作用・効果が得られる。

【0030】

図18は本発明の第4の実施形態を示す。

第4の実施形態による処置装置6は、以下の点で第1の実施形態と異なる。

図18に示すように、本実施形態に係る処置装置6は、結紮糸10上のシリコーンチューブ11より先端側の近傍に、手元プレジェット14が中央部の穴に結紮糸10を通して設けられている。ループ形状をした可撓性線材20が手元プレジェット14に結紮糸10が挿通している穴を中心に対象に設けられた2つの穴16に挿通されている。可撓性線材20は、手元プレジェットに設けられた2つの穴16に摺動自在に挿通されている。

【0031】

この処置装置6によれば、第1の実施形態と同様の作用・効果に加え、以下の作用効果を得ることができる。

すなわち、可撓性線材20が手元プレジェット14に設けられているため、可撓性線材20が組織に埋没するのを防止できる。ループ形状をしている可撓性線材20が手元プレジェット14に対し摺動自在なため、可撓性線材20上のどの位置を把持して引いた時でも、可撓性線材20が手元プレジェット20との接続部から把持位置までが直線になるように手元プレジェット20上を摺動し、引く力が分散されることがなくシリコーンチューブ11を牽引し易い。

10

20

30

40

50

【0032】

図19に示す第3変形例は、第4の実施形態の変形例である。

図19に示すように、本変形例に係る処置装置7は、第4の実施形態と異なり、先端に拡径部21を有する可撓性線材20が手元プレジェット14に接続されている。

【0033】

この処置装置7によれば、第4の実施形態と比較して、処置装置7を体内に留置した時に、可撓性線材20が場所をとらない形状のため、食物等あるいは解除操作時のスコープ40や把持鉗子41が可撓性線材20に絡むのを防ぐことができる。

【0034】

図20および図21は本発明の第5の実施形態を示す。

第5の実施形態とによる処置装置8が、第4の実施形態による処置装置7と異なる点は、以下の点である。

シリコーンチューブ11に、筒状部材12を有する結紮糸10が2本挿通されている。結紮糸10上の筒状部材12とシリコーンチューブ11との間の筒状部材12に近接した位置に、先端プレジェット13が中央部の穴に結紮糸10を通して設けられている。図21に示すように、手元プレジェット14に設けられたループ形状の可撓性線材20が、手元プレジェット14に設けられた2つの穴16の一方から、他方に通る間に、2本の結紮糸10の間を通る。

【0035】

点である。

【0036】

この処置装置8によれば、第4の実施形態と同様の作用・効果に加え、更に、先端側プレジェット13が、筒状部材12が対象組織60に埋没するのを防止する。ループ形状の可撓性線材20が2本の結紮糸10の間を分けるように通っているので、可撓性線材20が引張られるときに、シリコーンチューブ11のルーメン軸が常に引く方向と同軸になる。このため、シリコーンチューブ11と結紮糸10の抵抗が最小限になり、より少ない力量でシリコーンチューブ11を牽引することができる。

【図面の簡単な説明】

【0037】

【図1】は、本発明の第1の実施形態による処置装置の概略的な全体図。

【図2】は、図1の処置装置を用いて、生体組織を結紮するときの状態を示す概略図。

【図3】は、生体組織の結紮が完了した状態の概略図。

【図4】は、生体組織の結紮状態を解除するときの概略図。

【図5】は、生体組織の結紮状態の解除を完了したときの概略図。

【図6】は、第2の実施形態による処置装置の概略的な全体図。

【図7】は、第2の実施形態による処置装置を用いて、生体組織を結紮するときの状態を示す概略図。

【図8】は、生体組織に穿刺針を挿通した状態の説明図。

【図9】は、穿刺針の先端から、結紮糸に設けられた筒状部材を押出した状態の説明図。

【図10】は、穿刺針を生体組織から引抜いた状態の説明図。

【図11】は、生体組織の結紮が完了した状態の説明図。

【図12】は、第1変形例の処置装置の概略的な全体図。

【図13】は、第3の実施形態による処置装置の概略的な全体図。

【図14】は、第3の実施形態による処置装置を用いて、生体組織を縫合した状態の概略図。

【図15】は、縫合状態を解除するときの説明図。

【図16】は、第2変形例による処置装置の概略的な全体図。

【図17】は、図16の一部の拡大図。

【図18】は、第4の実施形態による処置装置の概略的な全体図。

【図19】は、第3変形例による処置装置の概略的な全体図。

10

20

30

40

50

【図20】は、第5の実施形態による処置装置の概略的な全体図。

【図21】は、図20の一部の拡大図。

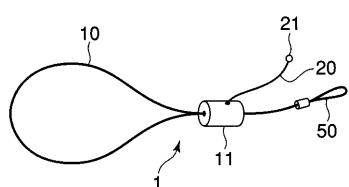
【符号の説明】

【0038】

1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8...処置装置、10...結紮・縫合部材、11...固定部材、20, 22...結紮・縫合解除部材。

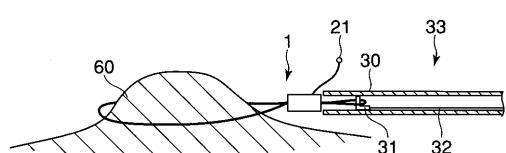
【図1】

図1



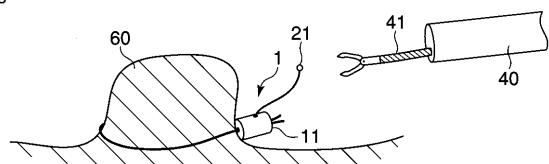
【図2】

図2



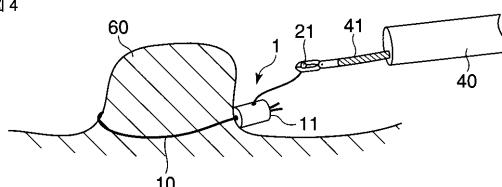
【図3】

図3



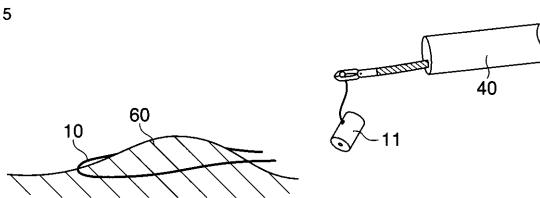
【図4】

図4



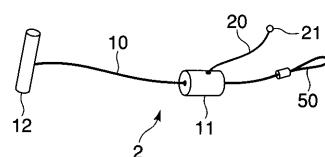
【図5】

図5



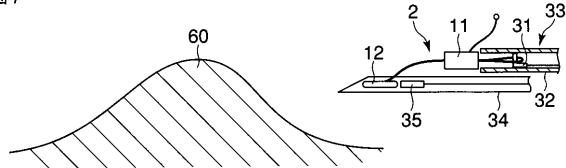
【図6】

図6



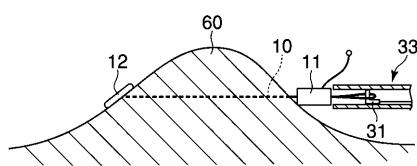
【図7】

図7



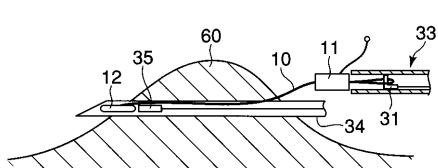
【図10】

図10



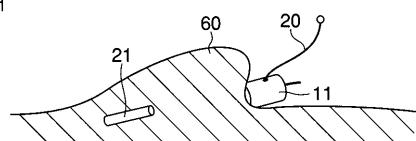
【図8】

図8



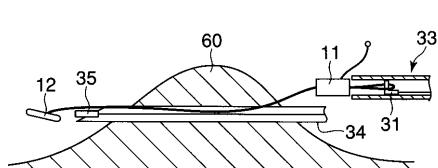
【図11】

図11



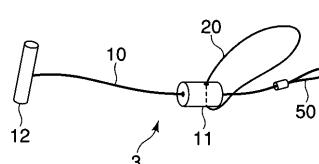
【図9】

図9



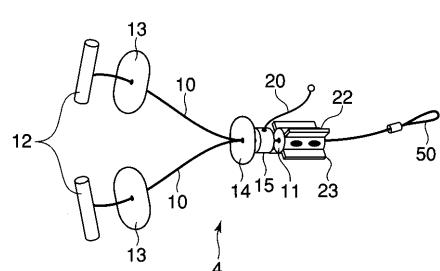
【図12】

図12



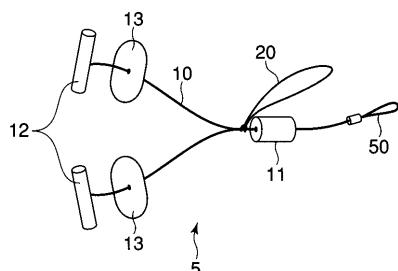
【図13】

図13



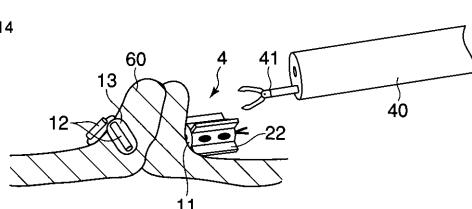
【図16】

図16



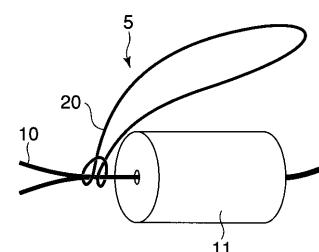
【図14】

図14



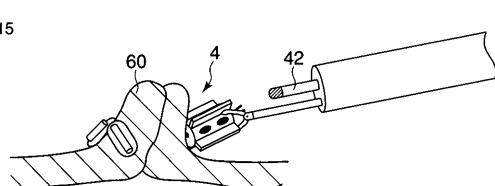
【図17】

図17



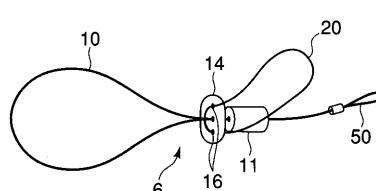
【図15】

図15



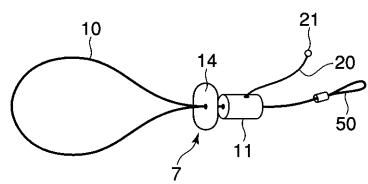
【図18】

図18



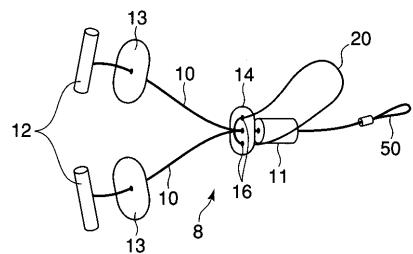
【図19】

図19



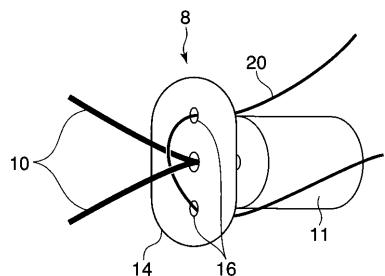
【図20】

図20



【図21】

図21



フロントページの続き

(74)代理人 100108855
弁理士 蔵田 昌俊

(74)代理人 100075672
弁理士 峰 隆司

(74)代理人 100109830
弁理士 福原 淑弘

(74)代理人 100084618
弁理士 村松 貞男

(74)代理人 100092196
弁理士 橋本 良郎

(72)発明者 パンカジュ・ジャイ・パスリチャ
アメリカ合衆国、 テキサス州 77059、 ヒューストン、 カク・リンクス・アベニュー
3315

(72)発明者 坂本 雄次
東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号 オリンパスメディカルシステムズ株式会社内

(72)発明者 宮本 諭
東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号 オリンパスメディカルシステムズ株式会社内

(72)発明者 小貫 喜生
東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号 オリンパスメディカルシステムズ株式会社内

(72)発明者 大西 紀夫
東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号 オリンパスメディカルシステムズ株式会社内

F ターム(参考) 4C060 BB05 BB18 DD09 DD12 GG22 GG24 GG29 MM24
4C061 AA00 GG15 HH21 JJ06

专利名称(译)	治疗用处置装置		
公开(公告)号	JP2005329240A	公开(公告)日	2005-12-02
申请号	JP2005143649	申请日	2005-05-17
[标]申请(专利权)人(译)	潘洁木麻黄理查兹路径 奥林巴斯株式会社		
申请(专利权)人(译)	Pankaju宰Pasuricha 奥林巴斯公司		
[标]发明人	パンカジュジヤイパスリチャ 坂本雄次 宮本諭 小貫喜生 大西紀夫		
发明人	パンカジュ・ジヤイ・パスリチャ 坂本 雄次 宮本 諭 小貫 喜生 大西 紀夫		
IPC分类号	A61B17/221 A61B1/00 A61B17/04 A61B17/06 A61B17/12 A61B17/22		
CPC分类号	A61B17/12013 A61B17/0401 A61B17/0467 A61B17/0482 A61B17/0487 A61B17/12009 A61B2017/0404 A61B2017/0417 A61B2017/0458 A61B2017/0464 A61B2017/0475 A61B2017/0488 A61B2017/0496 A61B2017/06052		
FI分类号	A61B17/22.320 A61B1/00.334.D A61B17/04 A61B17/12 A61B1/00.620 A61B1/018.515 A61B17/22 A61B17/28		
F-TERM分类号	4C060/BB05 4C060/BB18 4C060/DD09 4C060/DD12 4C060/GG22 4C060/GG24 4C060/GG29 4C060/MM24 4C061/AA00 4C061/GG15 4C061/HH21 4C061/JJ06 4C160/BB01 4C160/EE21 4C160/FF56 4C160/GG24 4C160/MM32 4C160/NN04 4C160/NN09 4C161/AA00 4C161/GG15 4C161/HH21 4C161/JJ06		
代理人(译)	河野 哲 中村诚		
优先权	60/572987 2004-05-20 US		
其他公开文献	JP4746348B2		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

解决的问题：通过内窥镜检查程序轻松释放应用于身体组织的缝合线或绑扎线。本发明的内窥镜医疗装置具有：前端部和基端部；以及结扎/缝合部件（10），其用于进行生物组织的结扎和缝合以及结扎中的至少一种。固定构件11设置在缝合构件10的近端侧上以能够来回移动，并通过与结扎缝合构件的摩擦而被保持，以保持其中生物组织被结扎缝合构件结扎或缝合的状态。相对于绑扎/缝合线构件可动地设置，并且通过使绑扎/缝合线构件向基端侧移动，通过绑扎/缝合线构件与固定构件之间的摩擦固定来解除绑扎/缝合线的状态。缝合释放构件20和22。[选型图]图1

